



2019年7月9日

各 位

会社名 株式会社竹内製作所  
代表者名 代表取締役社長 竹内 敏也  
(コード：6432 東証第一部)  
問合せ先 取締役経営管理部長 小林 修  
(TEL 0268-81-1200)

## 「役員報酬B I P信託」の信託期間延長及び追加拠出に関するお知らせ

当社は、2019年7月9日開催の取締役会（以下、「本取締役会」）において、当社取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下同様とする。）へのインセンティブプラン「役員報酬B I P信託」（以下、「本信託」）に対して、信託期間を延長したうえで、金銭を追加拠出することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本信託につきましては、2016年4月8日付「役員退職慰労金制度の廃止および業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 期間延長及び追加拠出理由

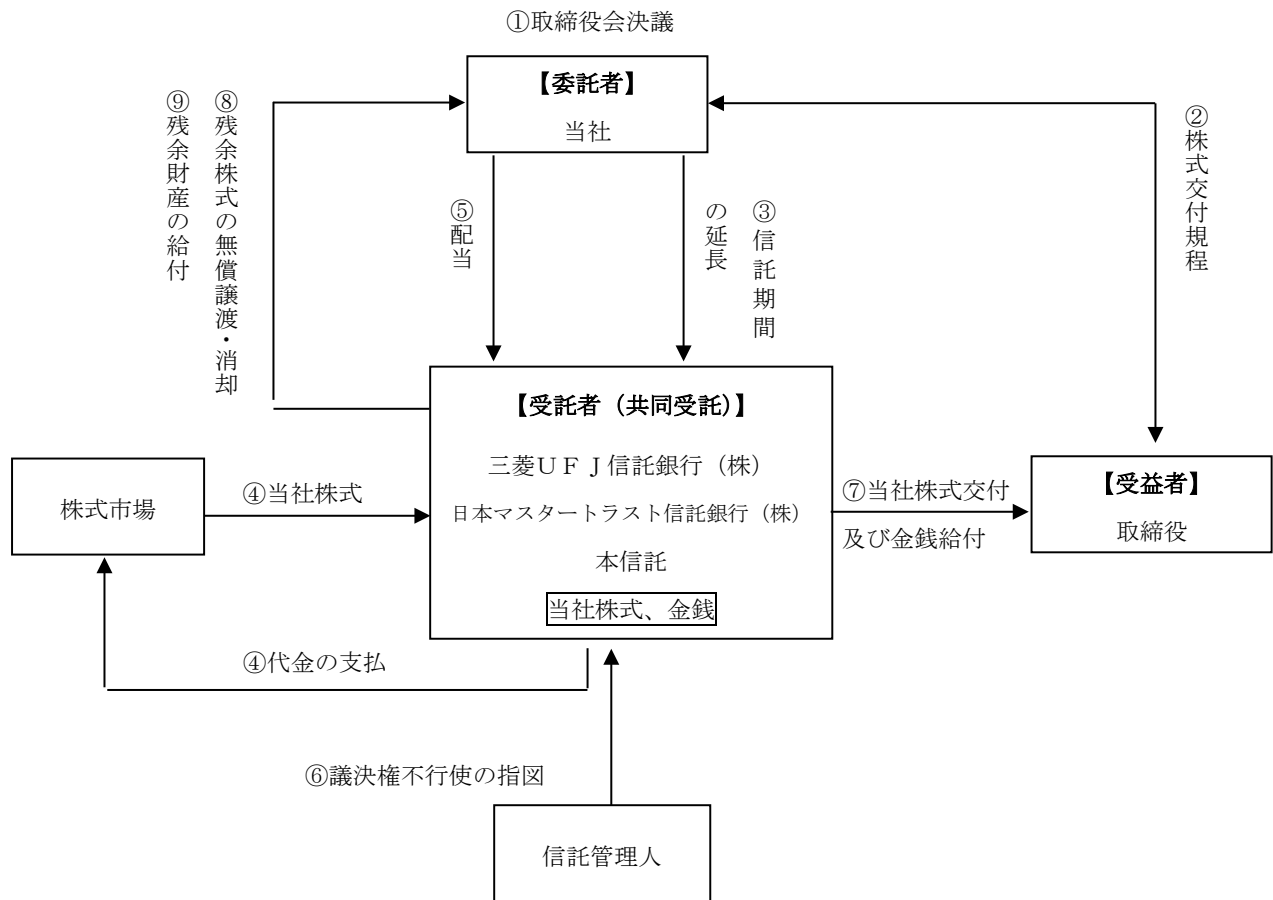
当社は、2016年7月に本信託を設定しておりますが、今後も当社取締役に対し継続的に当社株式を給付する予定であるため、2019年7月末日に終了予定であった信託期間を3年間延長し、主として当社株式の取得資金を本信託に確保するため、金銭を追加拠出することといたしました。

#### 2. 信託の概要

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 信託の種類      | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）  |
| (2) 信託の目的      | 当社取締役に対するインセンティブの付与  |
| (3) 委託者        | 当社   |
| (4) 受託者        | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)                      |
| (5) 受益者        | 当社取締役のうち受益者要件を充足する者  |
| (6) 信託延長契約日    | 2019年7月10日   |
| (7) 信託の期間      | 2016年7月14日～2019年7月31日<br>(2019年7月10日付の信託契約の変更により2022年7月末日まで延長予定) |
| (8) 追加信託総額     | 25,100,000円（予定）  |
| (9) 当社株式の取得期間  | 2019年7月11日～2019年7月19日（予定）  |
| (10) 当社株式の取得方法 | 取引所市場より取得  |

(注) 信託期間の延長に際し、当社、受託者及び信託管理人との間で信託期間の延長に関する合意書を締結します。同合意書の締結後、2016年5月27日開催の第54期定時株主総会（以下「2016年株主総会」）で承認を受けた信託金の上限及び取得株式数の上限の範囲内で追加信託を行います。

<ご参考/本信託の仕組み>



- ① 当社は、本制度の継続を本取締役会にて決議しております。
- ② 当社は、役員報酬に係る株式交付規程を制定済です。
- ③ 当社は、2016年株主総会の決議で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする本信託の信託期間を延長します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。なお、本信託が取得する株式数は、2016年株主総会の決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における連結営業利益率の目標達成度及び役位に応じて、取締役にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、累積ポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りの当社株式については本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 毎事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定となっております。
- ⑨ 受益者に分配された後の残余財産は、本信託の清算時に当社に帰属する予定です。

以上